

109 短期入所療養介護費

R7一部改正

点検項目	点検事項	点検結果	
介護老人保健施設における短期入所療養介護費			
夜勤減算	看護又は介護職員 2 人以上 (40 人以下は 1 以上)	☐	満たさない
	ユニット型・・・2 ユニットごとに 1 以上	☐	満たさない
ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置	☐	未配置
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐	未配置
身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない。	☐	該当
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底していない。	☐	該当
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。	☐	該当
	身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない。	☐	該当
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底していない。	☐	該当
	虐待の防止のための指針を整備していない。	☐	該当
	虐待の防止のための研修を年 1 回以上実施していない。	☐	該当
	上記を適切に実施するための担当者を置いていない。	☐	該当
業務継続計画未策定減算	感染症者や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない。	☐	該当
夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ① 41 床以上の場合、利用者数等 20 毎に 1、かつ 2 を超えて配置 ② 40 床以下の場合、利用者数等 20 毎に 1、かつ 1 を超えて配置	☐	該当

点検項目	点検事項	点検結果		
個別リハビリテーション実施加算	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、個別リハビリテーションを20分以上の実施	☐	該当	リハビリ計画書
認知症ケア加算	認知症の利用者和其他の利用者とを区別している。	☐	している	
	専ら認知症の利用者が利用する施設	☐	なっている	
	入所定員は40人を標準とする。	☐	なっている	
	1割以上の個室を整備	☐	整備	
	1人当たり2㎡のデイルームを整備	☐	整備	
	家族に対する介護技術や知識提供のための30㎡以上の部屋の整備	☐	整備	
	単位毎の利用者が10人程度	☐	なっている	
	単位毎の固定した介護職員又は看護職員を配置	☐	配置	
認知症・心理症状緊急対応加算	ユニット型でないこと	☐	ユニットでない	
	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意、判断した医師が診療記録に症状診断の内容等を記録の有無	☐	あり	
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	☐	該当	
	7日以内の利用	☐	該当	
室料相当額控除 (令和7年8月1日から)	介護サービス計画書による記録	☐	該当	
	令和9年8月以降、算定日が属する計画期間の前の計画期間（算定日が計画期間の開始後4月以内の日である場合は、前の計画期間の前の計画期間）の最終年度において、介護保健施設サービス費（Ⅱ）、介護保健施設サービス費（Ⅲ）又は介護保健施設サービス費（Ⅳ）を算定した月が、介護保健施設サービス費（Ⅰ）を算定した月より多い。 具体的には、令和9年8月から令和12年7月までの間は、令和8年度において、介護保健施設サービス費（Ⅱ）、介護保健施設サービス費（Ⅲ）又は介護保健施設サービス費（Ⅳ）を策定した月が、介護保健施設サービス費（Ⅰ）を算定した月より多い、つまり7か月以上である。	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が8以上ある。なお、療養室に係る床面積の合計については内法による測定とすること。	☐ 該当	
	令和7年8月から令和9年7月までの間は、令和6年度において、介護保健施設サービス費（Ⅱ）、介護保健施設サービス費（Ⅲ）又は介護保健サービス費（Ⅳ）を算定した月が、介護保健施設サービス費（Ⅰ）を算定した月より多い、つまり7か月以上である。	☐ 該当	
緊急短期入所受入加算	当該日に短期入所を利用することが居宅サービス計画に計画されていない。	☐ あり	
	介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている。	☐ あり	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	☐ あり	
	緊急利用者の居宅サービス計画の保存	☐ あり	
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	☐ あり	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算の算定	☐ 算定していない	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	☐ 該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐ 実施	
重度療養管理加算	要介護4又は要介護5に該当し厚生労働大臣が定める状態	☐ あり	
	計画的な医学的管理を継続	☐ あり	
	療養上必要な処置を提供	☐ あり	
	医学的管理の内容等を診療録に記載	☐ あり	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰指標率が40以上	☐ 該当	
	地域貢献活動	☐ 該当	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）若しくは（ⅱ）又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）若しくは経過型ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）を算定しているものであること。	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	在宅復帰指標率が70以上	☐ 該当	
	介護保健施設サービス費（Ⅰ）の介護保健施設サービス費（ii）若しくは（iv）又はユニット型介護老人保健施設サービス費（Ⅰ）のユニット型介護保健施設サービス費（ii）若しくは経過ユニット型介護保健施設サービス費（ii）を算定しているものであること。	☐ 該当	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	☐ あり	
従来個室における多床室算定	以下の①②③のいずれかに該当しているか。 ①感染症等により従来型の利用の必要があると医師が判断 ②1人当たりの療養室面積が8.0㎡以下の従来型個室を利用 ③著しい精神状態等により、従来型個室の利用が必要と医師が判断	☐ 該当	
療養体制維持特別加算	転換後も厚生労働省が定める療養体制を維持	☐ 該当	
	介護職員が常勤換算方法で、利用者・入所者の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上であること。	☐ 該当	
特別療養費	指導管理等のうち、日常的に必要な厚生労働省が定める医療行為を実施。	☐ 該当	
総合医学管理加算	次のいずれにも適合している。 イ 診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行っている。 ロ 診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記録している。 ハ 利用者の主治の医師に対して、利用者の同意を得て、利用者の診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行っている。	☐ 該当	
	居宅要介護者に対して、居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、利用者又は家族の同意の上、治療管理を目的として、サービスが行われた場合に10日を限度として算定している。	☐ 該当	
	利用にあたり、診断等に基づき、診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行っている。	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	利用終了日から7日以内に、利用者の主治の医師に対して、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を交付している また、交付した文書の写しを診療録に添付するとともに、主治の医師から利用者に係る問合せに対しては、懇切丁寧に対応している。	☐	該当
	主治の医師への文書が交付がない場合には、利用期間中を通じて、算定できない。ただし、利用者又はその家族の同意が得られない場合は、この限りではない。	☐	非該当
	利用中に入院することになった場合は、医療機関に診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行った場合に限り、入院した日を除いて算定している。	☐	該当
	緊急時施設療養費を算定していない。	☐	該当
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供している。	☐	該当
	利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科診療報酬点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている。	☐	該当
	他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない。	☐	該当
	当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していない。	☐	該当
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していない。	☐	該当

点検項目	点検事項	点検結果	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐	あり
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐	あり
	定員、人員基準に適合	☐	あり
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐	あり
	療養食の献立の作成の有無	☐	あり
認知症専門ケア加算Ⅰ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が５割以上	☐	該当
	専門的な研修修了者を、施設における対象者の数が２０人未満の場合は１人以上、対象者が２０人以上の場合は、１に当該対象者が１９名を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	☐	該当
認知症専門ケア加算Ⅱ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が２分の１以上	☐	該当
	専門的な研修修了者を、施設における対象者の数が２０人未満の場合は１人以上、対象者が２０人以上の場合は、１に当該対象者が１９名を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	☐	該当
	専門的な研修修了者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当
	介護職員、看護職員ごとの研修計画の作成、実施	☐	該当
緊急時施設療養費	同一の利用者について月に１回、連続する３日を限度とし算定	☐	１回以下で３日以内

点検項目	点検事項	点検結果		
サービス提供体制強化 加算Ⅰイ	介護職員のうち介護福祉士の数6割以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
サービス提供体制強化 加算Ⅰロ	介護職員のうち介護福祉士の数5割以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
サービス提供体制強化 加算Ⅱ	看護・介護職員のうち常勤職員7割5分以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
サービス提供体制強化 加算Ⅲ	直接処遇職員のうち勤続年数3年以上の職員3割以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している。 (一) 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 (二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (三) 介護機器の定期的な点検 (四) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	該当	
	(2) (1) の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある。	☐	該当	
	(3) 介護機器を複数書類活用している。	☐	該当	介護機器：
	(4) 上記(1)の委員会において、職員の業務負担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認する。	☐	該当	
	(5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している。 (一) 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 (二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (三) 介護機器の定期的な点検 (四) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐ 該当	
	(2) 介護機器を活用している。	☐ 該当	介護機器：
	(3) 事業年度ごとに(1)及び(2)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している。	☐ 該当	
処遇改善に係る事項	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	☐ 該当	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	☐ 該当	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	☐ 該当	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	☐ 該当	